

## 「低所得者に対する支援と生活保護制度」に関する御意見とそれに対する考え方

- 現行の養成過程のカリキュラムの科目である「低所得者に対する支援と生活保護制度」の見直しについては、第4回精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会（令和元年6月28日）において、当該検討会ワーキンググループより整理の考え方が示され、取りまとめたところ。
- 今般、当該検討会の取りまとめに基づいた改正案である、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（案）及び精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（案）における、「低所得者に対する支援と生活保護制度」の見直しについて、御意見をいただいている。

### 御意見の内容

- 「低所得者に対する支援と生活保護制度」の科目の見直しに係る御意見
  - ・ 精神保健福祉士養成課程において、従来の「低所得者に対する支援と生活保護制度」を科目として存続させるか、社会福祉士養成課程の「貧困に対する支援」に準じた科目を加えるかして、貧困と生活保護についてしっかり学んだ精神保健福祉士を養成すべきである。
  - ・ 社会福祉士との現共通科目「低所得者に対する支援と生活保護制度」について教授する内容30時間は必要な量であり、「ソーシャルワーク演習（専門）」を60時間に減らしてでも、共通科目として「貧困に対する支援」を位置付けるべきである。

### 御意見に対する考え方

精神保健福祉士が低所得者に対する支援を担い、その役割を發揮する上で、「低所得者に対する支援と生活保護制度」で学ばれている事項は、重要なものであると考えています。一方、精神保健福祉士は生活保護制度等の知識を有するだけではなく、精神保健及び精神障害者が抱える課題である貧困や低所得に関する課題を社会保障の一環として系統的に理解し、精神障害者の福祉の増進という観点から当該制度を活用し適切に支援する実践的な能力や、支援の現場において現行の制度・施策が抱える課題に対して必要な働きかけを行う能力も求められています。

このような能力は、精神保健福祉士の養成課程において、貧困や低所得に関する課題を複数の座学の中で系統的に学ぶことに加え、演習・実習といった様々な学習機会を通じて養うことが重要かつ効果的であり、現行の「低所得者に対する支援と生活保護制度」の学習内容では十分でないと考えられます。

このため、今般の改正では、現行の「低所得者に対する支援と生活保護制度」で学ばれている事項については一科目で構成するのではなく、「社会保障」「精神保健福祉制度論」をはじめとした複数の科目で系統的、重層的に学ぶこととし、更に実践的な能力を醸成するために「ソーシャルワーク演習（専門）」においても低所得者に対する支援として、貧困や低所得、ホームレス対策といった課題を取り扱うこととしています。

## 「低所得者に対する支援と生活保護制度」の見直しについて

- 精神障害者のなかには低所得者や生活に困窮している者もいることから、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等における精神保健福祉士の担う役割は大きく、当該制度の内容及び課題、精神保健福祉士の役割や支援については丁寧に学ぶ必要がある。
- 精神保健福祉士は生活保護制度等の知識を有するだけでなく、精神障害者が抱える課題である貧困や低所得に関する課題を社会保障の一環として系統的に理解し、精神障害者の福祉の増進という観点から当該制度を活用し適切に支援する実践的な能力や、支援の現場において現行の制度・施策が抱える課題に対して必要な働きかけを行う能力も求められる。
- このような能力は、精神保健福祉士の養成課程において、貧困や低所得に関する課題を複数の座学の中で系統的に学ぶことに加え、演習・実習といった様々な学習機会を通じて養うことが重要かつ効果的である。

### 【科目の見直しの考え方】

現行の科目	時間数
低所得者に対する支援と生活保護制度	30

→

見直し後の主な科目	時間数
社会保障	60
精神保健福祉制度論	30
ソーシャルワーク演習（専門）	90

- (※1) 「社会保障」では、社会保障制度を体系的に学ぶこととしており、生活保護制度に関する教育が含まれる。
- (※2) 「精神保健福祉制度論」では、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解することを目標に含む。経済的支援に関する制度では生活保護制度、生活困窮者自立支援制度をはじめ、各種低所得者対策及び経済的支援に関する制度についても幅広く教育する。
- (※3) 「ソーシャルワーク演習（専門）」では、精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになることや、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになること目標に含む。精神保健福祉士が関わる各領域（医療、行政・社会福祉協議会、高齢者福祉等）に対して貧困や低所得、ホームレス支援に係る課題を設定し、ソーシャルワーク実践にかかると能力を養う。
- (※4) 上記3科目の他に「精神保健福祉の原理」（精神障害者の生活実態として社会生活を行う上での生活保障として生活保護に関連する事項を学習）「地域福祉と包括的支援体制」（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築する上での生活困窮者自立支援の考え方を学習）「現代の精神保健の課題と支援」（精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチとして貧困問題を学習）等においても生活保護や低所得、貧困等についてを教育に含むべき事項として取り扱うこととしている。